

## 質疑の提出について

質疑は、以下の内容を確認のうえ、入札情報システムの調達案件概要に表示した質疑提出期限までに、総務課総務係へ提出してください。

### 質疑提出の注意事項等について

1. 質疑は電子入札システムでなく、Eメールにデータを添付して送信してください。  
Eメールアドレス [somu\\_keiyaku@kobe-rma.or.jp](mailto:somu_keiyaku@kobe-rma.or.jp)
2. 質疑回答書の作成にあたっては、必ず「入札件名」を記入してください。
3. 提出された質疑回答書のデータは、回答作成時にそのまま利用しますので、PDF等加工しないでください。
4. Eメール送信後、受信確認のため総務課（647-9710）へ電話してください。
5. 回答は、事後審査型制限付一般競争入札の場合は公社ホームページ／入札情報／一般競争入札発注情報（<https://www.kobe-rma.or.jp/bid/ordering-info>）のページ上で、指名競争入札の場合はFAXで回答します。ご注意ください。